



# あなたを支える 国民年金

国民年金は、老後や万一のときの生活保障として、すべての国民に共通の基礎年金を支給する制度です。

## 国民年金に加入する人

日本国内に住所がある20歳以上60歳未満の方  
第1号被保険者  
自営業、農林漁業従事者、フリーター、学生、家事手伝い、無職の人など  
第2号被保険者  
会社員、公務員  
第3号被保険者  
第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者

## 国民年金保険料額が変更になります

現在の保険料月額1万3千860円が平成19年度から1万4千100円と、240円引き上げられます。

## 保険料の前納は口座振替でお得に

国民年金保険料を現金で毎月納付するよりも、現金で1年分を前納すると割引があるのです。お得になります。さらに

に口座振替で前納すると現金での前納よりさらにお得になります。

## 【現金で毎月納付の場合】

1年分 16万9千200円  
(1万4千100円×12カ月分)

## 【現金で1年分を前納】

1年分 16万6千200円  
(3千円のお得)

## 【口座振替で1年分を前納】

1年分 16万5千650円  
(3千550円のお得)

すでに1年前納を申し出ている方に限ります。

(左ページ図1を参照)

1年分を前納するのは少しという方には、6カ月分の前納もできます。こちらもお得がありますので、ご利用ください。

## 割引額(半期)

現金 690円 口座振替 960円

上期分の前納は、すでに6カ月前納を申し出ている方に限ります。下期分の前納(10月末振替)を希望される方は、お早めに申し出てください。(すでに口座振替で6カ月前納を希望する方は届出が必要です。)

## 学生納付特例制度

学生の多くは、収入がないなどの理由で保険料を納めることが難しいため、申請により保険料の納付を猶予し、社会人になってから納めることのできる制度です。対象は大学(大学院)、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校などに在学する20歳以上の学生で、本人の前年所得が一定基準以下の方です。

## 届出に必要なもの

- ・国民年金手帳
  - ・学生であることを証明するもの(在学証明書・学生証)
  - ・在学証明書は平成19年4月1日以降の証明、学生証は有効期限のあるもの。学生証はあらかじめコピーして持参される場合は、両面をコピーしてきてください。
  - ・代理人の場合は印鑑
- 平成19年度分の申請の受け付けは4月2日(月)から行います。

納となつていない方は、届出の必要はありません。

## 月々の口座振替はお得な早割制度

通常の口座振替(当月の保険料を翌月末に引き落とし)は割引がありませんが、早割(当月の保険料を当月末に引き落とし)にすると、月額50円の割引となります。早割制度を申し込みすると、初回の口座振替で2カ月分の保険料(従前の保険料と50円が割り引かれた保険料)が引き落としとなり、その後、毎月の保険料が50円の割引となります。

(左ページ図2を参照)

割引開始の月は口座振替の申出書を提出した時期により異なりますので、窓口でお問い合わせください。

すでに通常の口座振替により納付している方も、申し込みが必要ですが、

ただし、保険料の一部免除の承認を受けている方は、通常の口座振替となりますので、ご了承ください。

## 納付方法は

### 【口座振替の場合】

口座振替の方は、「毎月納付(翌月末振替)」、「毎月納付(当月末振替による早割)」、「6カ月前納」、「1年前納」のいずれかの方法で納付していただいています。

平成19年度分以降についても、申し出されている振替方法で振り替えされます。(納付書は送付されません)振替方法の変更を希望される場合は届出が必要になりますので、お早めに手続きしてください。

### 【納付書の場合】

納付書で納付している方は、社会保険庁から4月上旬に平成19年度(1年分)の納付書が送付されますので、お近くの金融機関などで納付してください。

この納付書には、納付案内書、口座振替申出書、前納申出書(1年分用・6カ月上旬・下期分用)、各月分納付書(平成19年4月分から平成20年3月分まで)が添付されています。

## 問い合わせ

恵那市役所市民課  
金係 262111  
(内線 144・145)

南部5振興事務所  
民課  
多治見社会保険事務所  
所 0572 22  
0255

図1 口座振替による前納

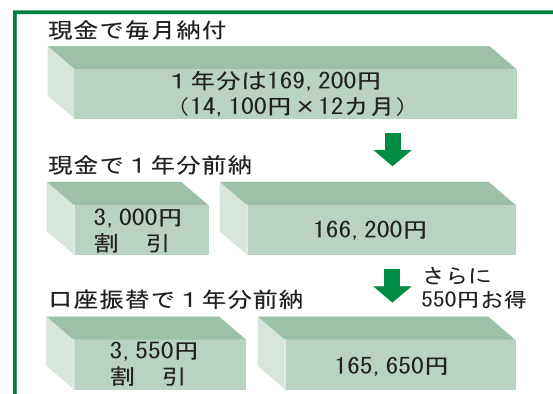


図2 口座振替の早割制度

